

一般社団法人全国製菓衛生師養成施設協会
パティスリーラッピング検定規程

第1条 パティスリーラッピング検定規程（以下「規程」という。）は、製菓衛生師養成施設の在校生及び卒業生が、製菓業界において販売サービス技術や店舗ディスプレイ演出技術での即戦力を目指す為、その技能を検定し、パティスリーラッピングの資格の登録及びディプロム（パティスリーラッピング検定資格認定証）の発行を目的とする。

第2条 この規程に基づいて登録する名称は、「パティスリーラッピング」とする。

第3条 この規程において、パティスリーラッピングとは、本協会が別に定めるカリキュラムを修得し、パティスリーラッピング検定試験（以下「検定試験」という。）に合格した者とする。

第4条 パティスリーラッピングのディプロム（パティスリーラッピング検定資格認定証）は、1種類とする。

第5条 検定試験は以下の各号に定める事項を満たしている施設（以下「教育認定施設」という。）で実施するものとする。

- 1 一般社団法人全国製菓衛生師養成施設協会が認定し、登録されている「パティスリーラッピング認定指導者」が1名以上在籍していること。
- 2 協会が発行するテキストを使用して教育を実施している施設とする。

第6条 パティスリーラッピングのディプロム（パティスリーラッピング検定資格認定証）の申請は、教育認定施設の長が検定試験に合格した者について登録申請を行うものとする。

第7条 協会は、第6条による申請があったときは、申請書類に基づきパティスリーラッピング登録管理台帳（以下「登録管理台帳」という。）に登録する。

第8条 登録事項は氏名、生年月日、本籍地（国籍）及び教育認定施設名とする。

第9条 協会は、第7条に基づき登録管理台帳に登録したときは、申請した教育認定施設の長を経由して、申請者に対してパティスリーラッピングのディプロム（パティスリーラッピング検定資格認定証）を交付する。

第 10 条 パティスリーラッピングの登録事項に変更が生じたときは最初に申請した教育認定施設の長を経由し、訂正事実を確認した後協会に申請する。

- 2 協会は、登録事項の書換え、再交付の申請があった場合は、登録管理台帳にその理由及び年月日を登録し新ダイプロム(パティスリーラッピング検定資格認定証)を交付する。

第 11 条 パティスリーラッピングの登録費用は別表「登録申請料等」による。

第 12 条 この規定の実施について必要な事項は、理事会で定める。

附則

1. この規定は、平成 27 年 8 月 20 日から施行する。
2. 平成 31 年 4 月 1 日より、従来の「3 級認定証」は「資格認定証」に読み替える。

別表

登録申請料等

単位：円

種類	検定料	施設事務手数料	協会事務手数料	合計
資格登録	1,600	1,600	2,100	5,300
書き換え		1,600	1,600	3,200
再交付		1,600	1,600	3,200

平成 31 年 4 月 1 日 改訂

令和 2 年 4 月 1 日 改訂